

事案書（ 経営会議 調整会議）

開催日：令和元年 11 月 21 日（木）

担当課：健康福祉部 障がい福祉課

件 名：障がい者福祉計画について

提出理由：障がい者福祉計画を改定するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景等

- 本市では、障がいを持つ市民一人ひとりが、地域の一員として安心して自立した生活を送ることができる地域社会を目指し、障がい福祉施策の基本的方向性を定めるものとして、平成 27 年 3 月に、現行の「障がい者福祉計画」を策定した。
- 当該計画の期間が今年度に終了となるため、次期計画として改定する必要がある。

2. 計画の位置づけ

- 障害者基本法第 11 条第 3 項に規定される「市町村障害者計画」に位置付けられる計画で、障がい者施策全般にわたり取り組むべき方向性等を定めるもの。
- 障害者基本法の規定のとおり、国の「障害者基本計画」や神奈川県の「かながわ障がい者計画」の内容を踏まえる。
- 「健康都市やまと総合計画」を実現するための個別計画とし、「地域福祉計画」等の関連する計画との整合を図る。

3. 計画の期間

- 国の「障害者基本計画（第 4 次）」、県の「かながわ障がい者計画」に合わせ、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とする。

4. 計画の概要

(1) 計画の理念

① 基本理念

一人ひとりが、地域の一員として『私』らしく生活しているまち

② めざすまちの姿

「健康都市やまと総合計画」で定める 3 つの健康領域に即し、めざすまちの姿を、分野ごとに定める。

a. 心と体の健康分野

b. 安全・安心・快適なまちの健康分野

c. 家庭と地域の健康分野

(2) 施策の展開

- 基本理念や「めざすまちの姿」を踏まえ、3 つの方針を掲げ、個別の施策を実施する。

方針 1: 個人の尊重（施策 1-1～4）

障がい者の権利擁護を推進すると同時に、障がいへの理解を浸透させることにより、障がいに対する差別や偏見のない共生社会の実現を目指す。

方針 2: 地域社会の基盤づくり・社会的な壁のない環境づくり（施策 2-1～8）

障がい福祉事業所の充実や地域のバリアフリー化、住宅の整備等によって地域生活を行ううえでの社会的障壁を除去し、共生社会の実現を目指す。

方針 3: ライフステージに応じた生活の支援（施策 3-1～7）

年齢や家族構成等に応じたサービスの提供など、個別支援の充実によって一人ひとりの地域生活を支え、共生社会の実現を目指す。

5. 計画の推進に向けて

- 庁内関係所管の他、大和市障害者自立支援協議会等との連携を強化しながら計画を推進する。
- 庁内で施策の進捗等の評価を行い、大和市障がい者福祉計画審議会において、各施策の進捗や達成状況を確認する。
- 障がい福祉サービスの確保や効果的な事業展開のため、必要に応じ、近隣市等との連携を積極的に図る。

経 過

- R1. 5～ 大和市障がい者福祉計画審議会において意見聴取
- R1. 6～ アンケート調査・ヒアリング調査実施
- R1. 7～ 大和市障害者自立支援協議会において意見聴取

今後の予定

- R1. 12 市民意見公募手続の実施
- R2. 1～ 大和市障がい者福祉計画審議会にて審議（諮問・答申含む）
- R2. 3 計画の策定